

船舶事故調査報告書

平成22年9月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 山本 哲也
委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成21年12月23日 15時15分ごろ
発生場所	大分県大分市関埼南東方沖 関埼灯台から真方位143° 1,300m付近 (概位 北緯33° 15.4′ 東経131° 54.7′)
事故調査の経過	平成22年6月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 ^{だいにとち} 大日丸、199トン 136819、個人・有限会社相津海運 55.48m(Lr)×9.60m×5.42m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成13年6月 B 漁船 ^{かすが} 春日丸、1.3トン OT3-49991（漁船登録番号）、個人所有 6.22m(Lr)×2.16m×0.78m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、平成10年2月19日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 35歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成7年12月22日 免状交付年月日 平成17年11月25日 免状有効期間満了日 平成22年12月21日 二等航海士A 男性 56歳 六級海技士（航海） 免許年月日 平成19年8月22日 免状交付年月日 平成19年8月22日 免状有効期間満了日 平成24年8月21日 B 船長B 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月25日 免許証交付日 平成21年1月28日 (平成26年6月28日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長、甲板員とも顔面打撲傷）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 船首部を損壊
事故の経過	A船は、船長A及び二等航海士Aほか2人が乗り組み、二等航海士Aが

	<p>単独の船橋当直につき、約10.0ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で自動操舵により関埼南東方沖を北北東進中、左舷前方の多数の漁船を目視で監視していたところ、衝突直前、右舷前方にB船を認め、右舵一杯とし、続いて機関を後進にかけたが、平成21年12月23日15時15分ごろ、関埼灯台から真方位143°1,300m付近において、A船の右舷船首部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、船長Bが単独で操船に当たり、約10.0knの速力で手動操舵により関埼南東方沖を南西進中、15時12分ごろ左舷前方約1,500~2,000m付近に北進するA船を認めたが、A船よりもB船の方が速いと感じたので、A船の前方を通過できると思い、安心して後方や右舷方を見ていたところ、A船と衝突した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：波高 約0.5m</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、関埼南東方沖を北北東進中、二等航海士Aが、左舷前方に多数存在した漁船の動静を監視することに意識を集中し、適切な見張りを行わなかったため、右舷方から接近するB船に衝突直前に気付いたものと考えられる。</p> <p>B船は、関埼南東方沖を南西進中、船長Bが、北北東進するA船を認めたが、A船よりもB船の方が速いと感じたことから、A船の船首方を通過できるものと思い込み、適切な見張りを行わなかったため、A船と衝突する態勢で接近していることに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、関埼南東方沖において、A船が北北東進中、B船が南西進中、A船及びB船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	